

■民法 I (伊藤真の条文シリーズ) * 訂正表

* 2刷への重版にあたり以下の点を変更させていただきました。

〈本の訂正〉

- 26 頁 3行目「年を呼ぶ名称」を「年をよぶ名称」に訂正

- 81 頁 17行目「身分を離れる」を「身分を離れた」に訂正
24行目「13条」を「13条後段」に訂正

- 123 頁 下から14行目「法内容適用説」を「法内容平等説」に訂正

- 161 頁 5行目「最判平 19・2・27 民集登載予定」を「最判平 19・2・27 平 19 重版・憲法 3 事件」に訂正

- 190 頁 21行目「逮捕状の発布」を「逮捕状の発付」に訂正

- 201 頁 下から3行目「税関徴収手続」を「関税徴収手続」に訂正

- 206 頁 下から5行目「税関徴収手続」を「関税徴収手続」に訂正

- 211 頁 3行目「この程度の規定」を「この程度の規制」に訂正

- 234 頁 下から16行目「内閣府令」を「防衛省令」に訂正
下から15行目「長官」を「防衛大臣」に訂正

- 265 頁 9～10行目「(学教 20 条、38 条等、学教施行規則 25 条等)」を「(学教施行規則 52 条等)」に訂正

- 266 頁 21行目「(学教 25 条)」を「(学教 19 条)」に訂正

- 268 頁 下から4～3行目「学校教育法 51 条、21 条」を「学校教育法 51 条 (現 61 条)、21 条 (現 31 条)」に訂正

- 279 頁 20行目「労働組内」を「労働組合」に訂正

- 311 頁 下から 9 行目「戦時民事特別法 9 条 2 項」を「戦時民事特別法 19 条 2 項」に訂正
- 329 条 5 行目に対応する右欄に「→条文シリーズ刑事訴訟法 319 条③Q₁」を挿入
- 364 頁 下から 11 行目「その信ずること」を「その信ずるところ」に訂正
- 366 頁 下から 12 行目「自主的な党籍変更等」を「自発的な党籍変更等」に訂正
- 396 頁 1～2 行目「一般的当地関係」を「一般的統治関係」に訂正
- 414 頁 下から 10 行目「中央労働委員会、船員労働委員会など」を「中央労働委員会など」に訂正
- 458 頁 23 行目「[行訴 8 条]」を「[行訴 8 条 1 項ただし書]」に訂正
- 460 頁 3～5 行目「参審型の裁判員制度が採用された（公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される）。」を「参審型の裁判員制度が採用され、2009 年 5 月 21 日より開始された。」に訂正
- 490 頁 10 行目「81 条」を「憲法 81 条」に訂正
- 510 頁 22～23 行目「⑥在外選挙権制限違憲判決がある。」を「⑥在外選挙権制限違憲判決、⑦国籍法違憲判決がある。」に訂正
- 514 頁 16 行目「最高裁判所事務処理規則 14 条」を「最高裁判所裁判事務処理規則 14 条」に訂正
- 522 頁 下から 17 行目「裁判の構成」を「裁判の公正」に訂正
- 529 頁 8 行目「憲法 83 条ないし 84 条」を「憲法 83 条および 84 条」に訂正
- 553 頁 下から 7～6 行目「[現 72 条の 24 の 7 第 9 項]」を「[現 72 条の 24 の 7 第 8 項]」に訂正
- 559 頁 14 行目「法律またはこれに基く政令」を「法律又はこれに基く政令」に訂正

●575 頁 7 行目「発議権者」を「発案権者」に訂正

●619 頁 2 行目「最判平 19・2・27 民集登載予定」を「最判平 19・2・27 平 19 重版・憲法 3 事件」に訂正